

湯梨浜町新型インフルエンザ等対策行動計画改定 概要版

平成26年（2014年）12月に制定された本計画について、令和2年（2020年）1月以降の新型コロナウイルス感染症対応で明らかになった課題や、関連する法改正を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症危機に対応できるよう、改定するものである。

1. 計画の目的

感染症危機を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じる。

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ②町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2. 根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条

国・県の行動計画を踏まえ、また、「市町村行動計画作成の手引き」を基に作成

3. 現行計画からの変更点

- ①発生段階を3期に再整理（準備期・初動期・対応期）
- ②対策項目を6項目から7項目に拡充し、内容を充実
- ③町が主体となる情報提供、ワクチン接種等の項目についての記載を充実
- ④偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方を整理
- ⑤横断的な視点を設定し、各対策項目の取組を強化

4. 発生段階の考え方

感染症危機の発生段階に応じて、対策を以下の3期に分ける。

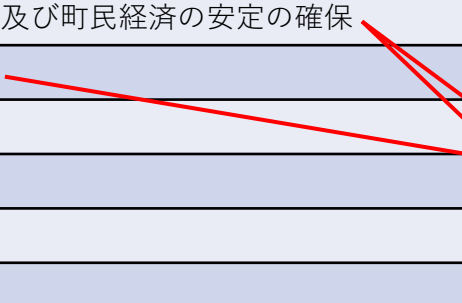
時 期		対 策
準備期	発生前の段階	対応体制の定期的な点検や改善等、発生に備えた事前の準備を行う。
初動期	海外または国内で感染が発生した段階	町対策本部を立ち上げ、直ちに初動対応の体制に切り替え、情報収集を行う。
対応期	県内の発生当初から終息までの時期	県と連携し、病原性に応じて、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各対策を講ずる。

5. 対策項目の見直し

現計画（6項目）
①実施体制
②情報提供・共有
③予防・まん延防止
④予防接種
⑤町民生活及び町民経済の安定の確保
⑥医療

新計画（7項目）
①実施体制
②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> ※追加
③まん延防止
④ワクチン ※項目名変更
⑤保健 ※新設
⑥物資 ※新設
⑦町民生活及び地域経済の安定の確保

（参考）県行動計画（改定後）
①実施体制
②情報収集・分析
③ <u>サーベイランス</u> ※新設
④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> ※追加
⑤ <u>水際対策</u> ※新設
⑥まん延防止
⑦ワクチン
⑧医療
⑨ <u>治療薬・治療法</u> ※新設
⑩ <u>検査</u> ※新設
⑪ <u>保健</u> ※新設
⑫ <u>物資</u> ※新設
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保



6. 対策7項目の概要

対策項目		計画における主な施策		
		準備期（平時）	初動期	対応期
1	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携、人材の確保・育成や実践的な訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な情報収集・共有 感染状況に応じた柔軟な対策体制の整備と機動的な切り替え 	
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 町民等への基本的対策等の情報提供・共有、リスクコミュニケーションの在り方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 科学的根拠等に基づいた正確な情報の迅速な提供 双方向コミュニケーション（相談体制等）の開始・継続 	
3	まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 基本的感染対策（換気、マスク、手洗い等）や緊急措置（外出自粛等）への理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の特徴や感染状況等に応じた適切なまん延防止対策の実施（検査、接触機会を減らす等の対応～基本的な感染対策への移行の検討等） 	
4	ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな接種体制についての整理や必要な訓練の実施 DX推進による迅速かつ正確な接種記録等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 接種会場や医療従事者の確保等、接種体制の構築 特定接種対象者への同意に基づく接種 必要に応じた接種体制の拡充 健康被害救済制度の周知 接種対象者やスケジュール、有効性及び安全性、副反応及び対処法に関する情報発信 	
5	保健	<ul style="list-style-type: none"> 人員の確保・育成（研修・訓練） 関係機関との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携して感染症危機に対応 感染状況に応じた体制の見直しと対応の変更 	
6	物資	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資の備蓄、定期的確認 町民・事業者への備蓄勧奨 		<ul style="list-style-type: none"> 県や関係機関と備蓄物資及び資材の供給について相互に協力
7	町民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有体制の整備、DXを活用した適切な仕組みの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況に応じ、町民生活及び地域経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応 	

7. 各対策項目に共通する横断的視点

- ①**人材育成**…平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。
- ②**国・県との連携**…国が定める基本的な方針の下、連携体制を構築しながら、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、町は町民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割を担う。
- ③**DXの推進**…大量の情報処理を、情報政策部門と連携しつつ、DX推進による効率化・迅速化を図る。

◆改定スケジュール

- | | |
|----------|--|
| ・令和7年9月～ | 素案作成 |
| ・令和8年3月 | 総務課防災対策係との調整 |
| ・令和8年4月 | 学識経験者意見聴取（鳥取県中部医師会・鳥取県福祉保健部感染症対策センター）
パブリックコメント |
| ・令和8年5月 | 町長決裁⇒町行動計画変更 |
| ・令和8年6月 | 県へ報告・町議会へ報告、公表 |